

令和2年(む)第84436号

決 定

被告人 相嶋 静 夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年12月4日東京地方裁判所裁判官がした保釈請求却下の裁判に対し、同月17日、弁護人らから準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

本件各勾留の基礎となる各公訴事実の要旨は、被告人が、顧問を務める会社の業務に関し、同社の幹部である共犯者2名と共謀の上、経済産業大臣の許可を受けずに、政省令で定める噴霧乾燥器を中国及び韓国に輸出したというものである。

本件事案の性質及び内容のほか、本件の争点及びこれに対する証明予定事実記載書面等により明らかにされた検察官の立証構造、会社関係者の供述調書を含む大半の請求証拠が不同意とされていること等に照らすと、被告人の当時の認識等に関し、共犯者や会社関係者に働きかけるなどの実効的な罪証隠滅の具体的可能性が認められ、刑事訴訟法89条4号に該当する事由がある。以上によれば、被告人の健康状態等に関する弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない。

よって、本件準抗告には理由がないから、同法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

令和2年12月17日

東京地方裁判所刑事第1部

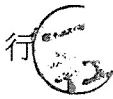
裁判長裁判官 守 下



裁判官 家 入 美 香



裁判官 一 社 紀 行



これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 西 前 勇 樹

